

1. 第1次野洲市総合計画改訂版について

<総合計画とは>

市町村がまちづくりを進める上で、最も基本となる最上位の長期計画。以前は地方自治法の定めによって義務的に策定していたが、昨年地方自治法が改正され、策定義務は解除された。

野洲市では「第1次野洲市総合計画」が平成19年3月に取りまとめられたに、その後の社会情勢の変動などにより、実態と合わない部分が生じてきたため、平成24年3月に改訂版を取りまとめた。

<総合計画見直しのポイント>

1. 見直しの背景

- (1) 合併時の2町の課題を一つでも多く取り込もうと努力した結果、到達目標の設定が高くなりすぎていた。
- (2) 大幅な人口増加を前提とした人口フレームが、人口減少に転じつつある現状とは乖離していた。(平成32年見込人口5万9千人)
- (3) 人口フレームと連動して計画期間中の市街化区域の大幅な拡大を前提としていたが、現実的に無理があった。

2. 主な見直し内容

(1) 計画の方向性

- ①基本的に施策体系を継承し、計画の方向性は保持した。
- ②施策として大きな方向性を示すことに重点を置き、具体的な事業体系は例示の範囲に留めた。→ 各分野の個別計画で具体的な事業の推進について議論や市民意見を反映する余地を残した。
- ③計画期間については、旧計画と同じ平成32年度までとした。

(2) 計画のスリム化・簡素化

- ①従来の基本構想と基本計画を一本に統合した。
- ②全体として箇条書きを多用するなど、見やすさを工夫。
- ③施策間の関連性がわかるよう、各基本事業に関連する施策を提示した。

(3) 人口等の基礎データの見直し

- ①課題となっていた人口フレームを、最新の住民基本台帳人口をもとに再設定した。(平成32年目標人口 59,000人 → 51,500人)

(4) 土地利用の方向性を見直し

- ①交通や副都市などの個別の拠点整備概念から、地域別整備方針へ見直しをした。
→ 排他的なゾーンではなく相互補完的なゾーンイメージで、土地が本来持つ機能の向上をめざす。

- ②市街化地域では、都市機能の集約などコンパクトな都市空間整備を想定。
- ③人口・世帯ともに増加傾向は維持しているため、秩序ある市街化の推進を想定。

2. 総合計画ロードマップについて

総合計画に位置づけた施策の実現をめざす各分野の主要な事業について、進捗状況を管理し評価していくために、ロードマップを取りまとめた。

<ロードマップの概要>

- いわゆる総合計画の実施計画として位置づけられる。
- 平成24年度版については、総合計画の施策体系に合わせて65件の事業を主要事業として位置づけた。
- 基本的には3年先までのロードマップとして事業計画を把握し、毎年度更新をしていく。
→掲載事業については、市民ニーズや社会経済情勢などを考慮しながら、総合計画の効果的な推進に向けて追加や削除など柔軟に対応する。
- 当該年度分の事業については、内部ヒアリングを行って進捗状況や課題などの把握に努める。
- 年度終了後には、前年度事業について振り返りの内部評価と外部評価を実施し、その後のロードマップへ反映していく。

<課題>

- 掲載事業は、あくまでも主要な事業としているが、明確な基準を設けておらず抽出単位にむらがある。
- 進捗管理や評価を実施するための設定項目に過不足がないか、検証が必要。



ロードマップの様式は固定されたものではないので、進捗管理や評価をしながら継続的に改善を加えていきたい。